

「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における
集積拠点整備および出店調整等業務委託 仕様書

1 業務目的

コロナ後の社会を見据え、飲食・小売り業者等の新事業への挑戦を応援するため、テストマーケティングや販路拡大などを行う「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」を実施するにあたり、移動販売車等の集積拠点の整備を行い、人々が滞留する空間やにぎわいの創出を目指し、委託を行うものである。

2 業務内容

(1) 集積拠点の整備

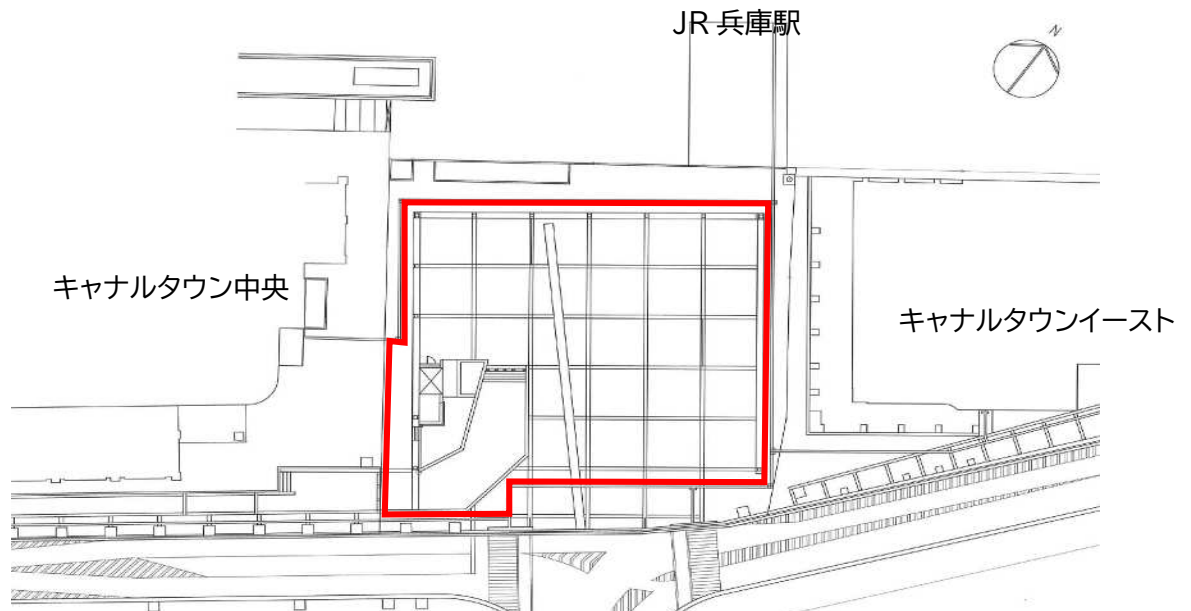
移動販売車を集積拠点に常時設置（悪天候・年末年始等除く）し、にぎわいの創出を図る。

提 案

①市が指定する場所（JR兵庫駅 南側）について、移動販売車と相乗効果を創出する滞留空間の提案を行うこと。提案にあたっては、市民の方が自由に利用できるスペースを一部確保するとともに、日常利用の妨げとならない空間構成とすること。

【住所】神戸市兵庫区駅南通5丁目2番1

【エリア】下記の赤枠内 ※電源を利用する際は、都市局まち再生推進課と協議を行うこと。なお、電源は1.5KWとなります。（問い合わせ先：(078) -595-6733）



【土地の使用料】

土地利用料：売上の5%とすること（支払い方法については、別途協議するもの）

最低支払金額：移動販売車1台あたり300円/日＋電気使用料

※なお、土地利用料については、土地所有者である神戸市都市局に支払うものとする。

②移動販売車のみならず、机や椅子の設置など、多くの人々が滞留できる空間やにぎわいの創出を効果的に行う仕掛けの提案を行うこと。

※なお、提案した什器等が、広場利用の支障となる場合は、利用主催者と調整のうえ一時撤去すること。

<参考>広場全面利用するイベント等の回数：令和4年度4回程度（準備期間含め8日間）

③集積拠点での移動販売事業者の売上が増加するような「イベントの開催」など売上増加や集客が見込める仕掛けの提案を行うこと。年3回以上実施すること。

上記提案を行うにあたって、下記の項目に留意すること

- ・移動販売車の実施期間内に常設できるよう調整を行うこと。
- ・移動販売事業者の売上増加が見込める配置場所・仕掛けを提案すること
- ・集積拠点事業を行う前より滞留人口の増加が見込めること。
- ・移動販売車のプレゼンスの拡大を図ること。

（2）事務局機能

上記（1）の集積拠点の運営を行うにあたり、以下を行うこと。

- ・移動販売車との調整
- ・イベント等を行う際の利用申請の受付
- ・問い合わせ対応
- ・マニュアル作成
- ・適正利用のための申込者との事前調整

また、利用料の徴収など事務局運営にあたっては、キャナルタウン広場貸付規定を遵守するほか、都市局まち再生推進課と十分協議のうえ行うこと。

※キャナルタウン広場貸付規程（神戸市HP）：<https://www.city.kobe.lg.jp/a96653/canaltownhiroba.html>

（3）移動販売車等の出店調整

上記（1）での出店希望者を募り、出店するまでの一連の調整を行う。

ア．調整にあたっては、出店場所周辺の安全確保、地域への配慮など適切に対応すること。

なお、同じ出店場所の同じ日時に出店希望者が集中した場合は、以下①②の優先順に調整を行うこと。

- ① 2019年度～2021年度に神戸市の補助事業により選定されたキッチンカー支援対象者
- ② 市内に事業所（個人事業主の場合は住居所在地）を置く事業者

イ. 移動販売車を支援する趣旨に鑑み、出店料は一律売上の10%とすること。

※実施にあたっては市と協議し、市と委託事業者双方合意の上、必要に応じて市の請求に基づき速やかに支払うこと。

提 案

(4) 大規模イベントの開催

神戸での移動販売車の更なる認知度向上と移動販売車事業者の支援として、上記(1)の集積拠点以外の場所(例:メリケンパークなど)で、移動販売車イベントを1回以上行うこと。出店場所、出店台数、出店条件、時期、集客を見込める仕掛け等について提案すること。

(5) 人流調査

上記(1)の集積拠点での人流調査をより多くのサンプル数を取得し行うこと。人流調査にあたっては、下記の5項目の把握を必須とする。また、把握した内容を3回に分け、報告し、(6)事業報告書に年間のまとめの報告を行うこと。

- ① 集積拠点の来訪者数
- ② 15分以上の滞在者数
- ③ 来訪者の中の滞在者の割合
- ④ 滞在時間
- ⑤ 上記の属性・発地

(6) 広報

ア. 当事業で提供する場所に出店する移動販売事業者の情報および出店スケジュールの広報について、本市が指定する専用ホームページ (<https://kobe-starkitchen.com/>) の運営事業者に対し、毎週指定する曜日までに各所の出店情報を提供すること。情報提供にあたっては、以下のコンテンツを含めること。

- ① 店舗名・出店者名
- ② 提供商品
- ③ 出店場所、出店日時、アクセス、最寄り駅
- ④ 出店者写真(メニュー表、キッチンカー、商品など)
- ⑤ 出店場所の問合せ先
- ⑥ その他本事業を効果的に実施するために必要な情報

提 案

イ. 出店場所について、上記の専用ホームページ以外で、集客が見込めるような広報方法を提案すること。

提 案

ウ. 上記専用ホームページ (<https://kobe-starkitchen.com/>) の認知度を高めるため、様々な広報媒体を効果的に活用し、サイトの広報・周知方法を提案すること。

KOBE STAR KITCHEN : <https://kobe-starkitchen.com/>

(7) 問い合わせ窓口対応

当事業で提供する場所への出店を希望する移動販売事業者からの問い合わせに対応すること。

(8) 月次・事業総括報告書の提出（毎月1回・令和6年3月末日まで）

ア. 月次報告書にて、出店場所毎の売上金額を毎月1回報告すること。

イ. 事業終了後、実施事業内容（テキスト、写真、売上等）および総括を記載した事業総括報告書作成し提出すること。なお、必要に応じて、事業内容等についての臨時の報告を求める場合がある。

(9) その他

ア. 事務局体制を確保し、事業実施にあたって本市および関係者との調整を行う。委託期間中、月1回程度、本市と定期的な打ち合わせを行う。また、移動販売車の配置場所や椅子などの設置場所については、本市および関係者と協議すること。

イ. 事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するとともに、必要なりスク管理・安全性の確保を行うこと。

ウ. KOBE STAR KITCHEN（出店場所の開拓事業・専用ホームページ事業）と広報・運営・支援対象者のサポートなど連携を行うこと。

エ. 集積拠点の維持管理に対し、必要に応じて、駐在人の設置を行うこと。

オ. 業務内容を踏まえ、全体スケジュールを必ず企画提案書に提示すること。

3 本市と受託者の役割分担

本市は、委託契約に基づく事業費負担、移動販売車の出店場所としての市有地の確保および提供を行い、受託者は、「2 業務内容」に記載した事項およびその他業務目的達成に必要な業務を行う。

4 委託契約金額の上限

32,000,000円（消費税・地方消費税含む）

5 委託業務期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

6 留意事項

(1) 本業務により作成された成果物等の著作権および製作物の所有権は、本市に帰属するものとする。

(2) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。

- (3) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額以外の費用を本市は負担しない。